

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 豊島区収納対策本部 第2回 私債権等検討部会
事務局（担当課）		区民部税務課
開催日時		令和6年7月17日（水）13時30分～14時23分
開催場所		本庁舎509会議室
議 題		1 令和6年度 私債権等管理支援事業の進捗について 2 令和5年度 債権別収入未済額及び不納欠損額について 3 債権別収納率について
公開の 可否	会 議	□公開 ■非公開 □一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
	会 議 録	□公開 □非公開 ■一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、豊島区行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長（部会長）、国民健康保険課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長、収納推進担当課長（事務局）
	そ の 他	障害福祉課長、国民健康保険課特別整理グループ係長、会計課決算グループ係長
	事 務 局	税務課債権管理支援グループ課長補佐、同主任
提出された資料		資料1 令和6年度 私債権等管理支援事業の進捗について 参考資料1 私債権等管理支援事業 相談事例集 参考資料2-1 e-ラーニング「自治体における適切な債権管理について（前編）」テキスト 参考資料2-2 e-ラーニング「自治体における適切な債権管理について（後編）」テキスト 参考資料2-3 e-ラーニング「自治体における適切な債権管理について」確認テスト 資料2 債権別収入未済額及び不納欠損額（令和5年度決算） 資料3-1 令和3年度から5年度 債権別収納率の推移 （収入未済額100万円以上の債権を抜粋） 資料3-2 令和3年度 債権別収納率（収入未済額100万円以上の債権を抜粋） 資料3-3 令和4年度 債権別収納率（収入未済額100万円以上の債権を抜粋） 資料3-4 令和5年度 債権別収納率（収入未済額100万円以上の債権を抜粋）

審 議 経 過

案件 1：令和 6 年度 私債権等管理支援事業の進捗について

(1) 案件の説明

資料 1～参考資料 2－3 について収納推進担当課長から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

法律相談、催告の件数も伸びているということで、各債権所管課においては、弁護士への委託を積極的に活用し、引き続き適正な債権管理に努めてもらいたい。

(3) 結論

令和 6 年度 私債権等管理支援事業の進捗について一同了承。

案件 2：令和 5 年度 債権別収入未済額及び不納欠損額について

(1) 案件の説明

資料 2 について収納推進担当課長から説明。

(2) 主な意見と質疑

【障害福祉課長】

就労継続支援 B 型の指定障害福祉サービス事業所が令和 5 年 3 月 31 日に東京都から指定取消しの行政処分を受けたが、この事業所を利用していた豊島区民が 2 名いた。指定取消に伴い、障害のサービス給付として認められないことになり、事業者へその費用の返還を求めることとなった。

処分を受けているため、この債権については、100 分の 140 の加算をしている。これまでの同様の事例でも加算をして返還という形を取っており、ほとんどの事業者はきちんと返還していたが、この事業者は、財力的に厳しい状況にあり、債権の回収ができていない。他の自治体でも同じ事業者で同様の状況となっており、合計すると 2 億 3 千万円程度の請求になっていると聞く。

私債権等管理支援事業の弁護士にも相談し、いくつかの金融機関に財産調査を行ったが、めぼしい財産は見つかっていない。現在も継続して弁護士相談を行っており、今後の対応を考えていきたい。

【収納推進担当課長（事務局）】

通常は、事業所が破産手続に入れば、残っている財産を処分し、按分して最後は不納欠損という流れになる。そういう話はあるのか。

【障害福祉課長】

これからだと承知している。この事業所の系列がまだ一つ残っており、財産の状況を更に確認しつつ、破産という方向になっていくのかよく見ていきたい。

【収納推進担当課長（事務局）】

なかなか破産までいかないということであれば、差押えを検討することになる。実施するかどうかは別にしても、念頭に置く必要はある。弁護士と相談しながら進めてもらいたい。

【国民健康保険課長】

国民健康保険の一般被保険者返納金の収入未済額が昨年度よりも860万円ほど増加したが、これは豊島区の国保の特徴が出ていると思っている。豊島区の場合、他区よりも国保の加入・喪失の異動率が非常に高くなっている。それに伴って、社会保険に加入したにもかかわらず、国保を利用してしまう事例が多く発生している。債権1件当たりの金額は少額だが、件数が非常に多く発生している状況である。外国人が多く、転入・転出が多いといった豊島区の事情を反映しているものだと考えている。

また、オンライン資格確認が本格的に動き始めており、今まで見つからなかったものが見つかるということも、収入未済が多く発生している要因だと捉えている。

国民健康保険課も弁護士による催告を活用させてもらっており、今まで区からの催告に反応がなかった債務者が、窓口払いに来るといった例もあった。今後もしっかりと取り組んでいきたい。

一方で、強制徴収公債権にはなるが、国民健康保険料は、収入未済額が2億3千万円ほど昨年度から減っている状況である。

【国民健康保険課特別整理グループ係長】

返納金について、令和4年度と5年度を比較すると、新型コロナの影響で4年度は医療機関の受診控えがあり、件数そのものが減っている。5年度は、それが通常に戻ってきたことにより、レセプトの量が増えていることも、収入未済が多く発生している要因なのではないかと考えている。

本来であれば、利用者は窓口3割負担で大丈夫なのだが、豊島区が負担している7割の分について、豊島区から新しい社会保険に請求できればいいが、直接できる場合とできない場合がある。できない場合は、いったん本人が7割分を豊島区に支払い、その上で、本人が新しい社会保険に7割を請求するため、手間がかかる。この制度自体の理解が得られにくい部分もある。

【国民健康保険課長】

他の区の状況として、あまりに債権が少額であり回収にかかる費用の方が高額になる場合、そもそも請求していないという区もあると聞いている。そういう部分も研究していきたい。

【収納推進担当課長（事務局）】

税務課では、執行停止の基準を作っている。徴税コストと滞納税額の比較で判断し、徴税コストに満たない税額の場合、簡易な財産調査を行い執行停止とし、3年後には不納欠損となる。「取るべきものは取る、落とすべきものは落とす」ということが大事である。この返納金は非強制徴収公債権なので執行停止ではなく徴収停止になるが、徴収停止の基準について、研究すると良いかもしれない。何百円のために職員が手間暇をかけるというのは、コストからすると見合わないという考え方も一つである。

【国民健康保険課長】

以前からこの事業の弁護士に相談して、徴収停止にできるという意見をもらっているが、新たに発生するものもあり、追いつかないところがある。そもそも請求していない区があるので、そういうことが可能なのか検討したい。

【収納推進担当課長（事務局）】

請求しない場合は、請求しない理由が必要なる。債権管理としてただ何もしないとなると、地方自治法上の怠る事実になってしまう。そこもあわせて検討する必要がある。

マイナンバー保険証になると、この債権は減っていくのか。

【国民健康保険課長】

減ってはいくと思う。そもそも利用登録している人が4割で、利用率が8%弱なので、効果が表れてくるのは、もう少し先になるのではないかな。

【生活福祉課長】

数字だけで見れば、収入未済額が減っているのは、不納欠損額が増えたからである。令和5年度は、債権管理・回収の取組みを強化したのは確かである。弁護士への相談を通じて、それまでできていなかったことも、少し前進させ、取組みを強化した。もう少し内容を分析する必要があるが、収入未済額が減ったことについては成果として受け止めたい。

【西部生活福祉課長】

同じように考えている。

【会計管理室長（部会長）】

令和5年度決算の全体としての傾向はどうか。

【収納推進担当課長（事務局）】

全体としては、収入未済額が減少しており、事務局としては、各課とも順調に適正な債権管理が進んでいると考えている。

（3） 結論

令和5年度 債権別収入未済額及び不納欠損額について一同了承。

案件3：債権別収納率について

（1） 案件の説明

資料3-1～資料3-4について収納推進担当課長から説明。

（2） 主な意見と質疑

【収納推進担当課長（事務局）】

情報共有ということで収納率の推移を作成した。税や保険料と比べると、私債権等の回収の困難さが出ている結果ではあるが、この2年間で主な私債権等の平均収納率は、2.2ポイント上昇している。収納率が著しく低い債権は、既に制度として廃止されている貸付金の残りということも分かった。

【子育て支援課長】

子育て支援課では、既に制度として廃止されている女性自立援助資金貸付金返還金及び貸付金利子は残り3名となっている。この事業の弁護士にも対応方法等を相談している。1名は、不納欠損となりそのような状況で、残り2名が払ったり払わなかったりというところで、先に進みにくい状況となっている。弁護士とも相談しながら今後の対応を検討したい。

児童手当返還金等については、ここに来て収納率が上昇している。職員の頑張りもあると思う。弁護士に相談できたことも大きかった。4名の債務者について、弁護士による催告を依頼している。債権額20万円の債務者からは、催告の結果4回で分納したいという申し出があり、また債権額14万円の債務者については、催告の結果、一括納付に繋がったところである。すごく成果を実感している。今後も

お願いしたい案件が出ると思うので、期待している。

【住宅課長】

住宅課は、専決処分で訴訟が可能である。訴訟を起こす場合に、弁護士から催告をしてもらう。やはりその効果はある。そこで払ってもらえたり、約束に繋がったりすることもある。結果として、訴訟にいかないこともある。今回、弁護士による催告をやってもらっているが、その効果も大いにあると思っている。

【西部生活福祉課長】

西部生活福祉課では、生活保護を廃止になった世帯への催告を弁護士にお願いしている。どんな成果が出るか期待している。

【収納推進担当課長（事務局）】

7月25日のとしま未来会議で私債権等の状況や取組みについて報告する。その前に区長・副区長へ事前説明を行う予定である。

（3） 結論

債権別収納率について一同了承。

【会計管理室長（部会長）】

以上をもって第2回私債権等検討部会を終了する。